## 島根県理学療法士会選挙管理規定

(総則)

第1条 この規定は、島根県理学療法士会(以下「法人」という)定款基づき、選挙管理に関する必要な事項 を定める。

(規定)

第2条 役員の選挙は定款20条に基づき、この規定によって行う。

(選挙管理委員会の設置)

第3条 公正な選挙を行うために、選挙管理委員会を置く。

(選挙管理委員会の構成と委員の規則)

第4条 選挙管理委員会は、正会員2名で構成し、理事会で選任し会長が委嘱する。

(選挙管理委員の任期)

第5条 選挙管理委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(選挙の公示)

第6条 選挙管理委員会は、投票日の60日以前に選挙すべき役員の種類と定員を示し、立候補者を受け付け なければならない。

(立候補者の届出)

第7条 立候補する者は、当該選挙の公示の日から30日以内に選挙管理委員会に届け出なければならない。(郵送による立候補届出の当日消印は有効とする)

(立候補者の補充)

第8条 立候補者が定員に満たない場合は、理事会にて候補者を推薦する。

(選挙広報)

- 第9条 選挙の広報は、選挙管理委員会が定める方法により行う。
  - 2 立候補者は、公序良俗に反する運動等を行い、又は関わってはならない。

(選挙違反)

- 第10条 選挙管理委員会は、前項に抵触すると思われる運動等を確認したときは、当該候補者又は候補者全員に対して下記の処分を行う。
  - (1)厳重注意
  - (2)戒告
  - (3)選挙権・被選挙権取消し

(投票の方法)

第11条 投票は、定員連記制とする。

(開票)

- 第12条 開票は、立会人を2名以上置かなければならない。開票立会人は、選挙管理委員会が選任する。 (当選)
- 第13条 当選は、上位得票者とする。得票数が同数の場合は、抽選により決定する。立候補者が定員と同数 の場合は投票の手続きを省略し当選と見なすことができる。
  - 2. 当選者が当選の日から任期開始後60日までの間に死亡,退会もしくは正当の事由で辞任又は辞退したときは、次点者を繰り上げ当選者とする。

(選挙結果)

第14条 選挙結果については、選挙管理委員会が速やかに公表する。

附則

- 1. この規定は、理事会の議決により改定することができる。
- 2. この規定は、一般社団法人設立の日から施行する。
- 3. この規定は、令和2年4月1日一部改正により運用する。